

バーゼルⅢ 第3の柱 (単体における事業年度の開示事項)

■バーゼルⅢについて

バーゼルⅢとは、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した国際的に業務を展開する銀行の健全性を維持するための新たな自己資本比率規制のことで、国内基準行についてもバーゼルⅢを踏まえ、2014年3月期より、自己資本の質の向上等の見直しが行われた新たな自己資本比率規制が適用されました。この、新自己資本規制の第3の柱(市場規律)に基づいて、当金庫の自己資本の構成等自己資本の充実の状況について情報開示いたします。

■自己資本の構成に関する事項(バーゼルⅢによる開示)

(単位:百万円)

項目	2017年度	経過措置による不算入額	2018年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	25,543		26,630
うち、出資金及び資本剰余金の額	482		482
うち、利益剰余金の額	25,090		26,176
うち、外部流出予定額(△)	28		28
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	266		342
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	266		342
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 25,810		26,972
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—		—
うち、のれんに係るものの額	—		—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—		—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		—
適格引当金不足額	—		—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—
前払年金費用の額	—		—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—		—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—		—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) —		—
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 25,810		26,972
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	146,442		155,118
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,400		△1,235
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—		—
うち、繰延税金資産	—		—
うち、前払年金費用	—		—
うち、他の金融機関等の向けエクスポージャー	△3,400		—
うち、上記以外に該当するものの額	—		△1,235
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,736		7,668
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 154,178		162,787
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.74%		16.56%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金庫法第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	146,442	5,857	155,118	6,204
現金	149,585	5,983	151,351	6,054
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3	0	0	0
国際決済銀行向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	70	2	0	0
国際開発銀行向け	1	0	0	0
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	164	6	152	6
地方三公社向け	69	2	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者会社向け	16,353	654	21,142	845
法人等向け	53,768	2,150	58,047	2,321
中小企業等向け及び個人向け	41,322	1,652	42,812	1,712
抵当権付住宅ローン	933	37	802	32
不動産取得等事業向け	13,269	530	13,634	545
3ヵ月以上延滞等	832	33	670	26
取立未済手形	3	0	19	0
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,818	312	5,922	236
出資等のエクスポージャー	7,818	312	5,922	236
上記以外	14,974	598	7,418	296
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	5,575	223	2,059	82
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調達項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,821	72	1,821	72
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	777	31	527	21
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	6,799	271	3,010	120
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	—	—
③-1 複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	131	5	—	—
③-2 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			4,852	194
ルックスルー方式			4,852	194
マンドート方式			—	—
蓋然性方式(250%)			—	—
蓋然性方式(400%)			—	—
フォールバック方式(1250%)			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,400	△136	△1,235	△49
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	125	5	149	5
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,736	309	7,668	306
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	154,178	6,167	162,787	6,511

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のこと。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのこと。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。
 一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。尚、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

バーゼルⅢ 第3の柱 (単体における事業年度の開示事項)

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3か月以上延滞エクスポージャー	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国内	250,241	247,368	140,608	142,668	45,550	46,631	623	0	2,446	2,417
国外	19,493	16,908	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	269,734	264,277	140,608	142,668	45,550	46,631	623	0	2,446	2,417
製造業	15,508	14,877	9,351	8,923	5,303	5,101	—	—	41	41
農業、林業	364	401	364	401	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	107	13	7	3	100	0	—	—	—	—
建設業	9,002	10,041	7,517	8,466	1,404	1,498	—	—	65	95
電気・ガス・熱供給・水道業	8,637	8,075	4,140	3,479	4,297	4,496	—	—	—	—
情報通信業	1,873	2,784	352	337	1,506	2,018	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4,937	4,906	1,643	1,522	2,951	3,145	—	—	90	86
卸売業、小売業	12,457	12,319	10,096	9,748	2,301	2,498	—	—	749	660
金融業、保険業	74,053	72,906	8,203	8,347	8,236	8,032	623	0	—	—
不動産業	37,761	37,823	29,270	31,448	4,604	6,307	—	—	815	845
物品賃貸業	973	895	271	293	700	600	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	823	756	823	756	—	—	—	—	9	9
宿泊業	147	94	147	94	—	—	—	—	—	—
飲食業	1,711	1,765	1,711	1,765	—	—	—	—	87	99
生活関連サービス業、娯楽業	1,535	1,453	1,535	1,453	—	—	—	—	7	9
教育、学習支援業	362	365	362	365	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2,917	2,810	2,917	2,810	—	—	—	—	44	38
その他のサービス	6,546	6,204	6,546	6,204	—	—	—	—	96	84
国・地方公共団体等	25,157	22,925	7,902	7,993	14,145	12,932	—	—	—	—
個人	47,443	48,251	47,443	48,251	—	—	—	—	439	446
その他	17,410	14,604	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	269,734	264,277	140,608	142,668	45,550	46,631	623	0	2,446	2,417
1年以内	51,187	47,736	21,441	13,837	4,426	4,004	623	0	—	—
1年超3年以内	37,777	19,017	22,158	8,365	7,143	5,751	—	—	—	—
3年超5年以内	24,912	16,464	16,310	9,247	6,010	5,254	—	—	—	—
5年超7年以内	22,605	18,438	12,961	9,248	5,544	7,983	—	—	—	—
7年超10年以内	29,617	26,310	14,419	17,149	9,680	6,679	—	—	—	—
10年超	78,198	122,579	44,250	84,012	11,742	15,556	—	—	—	—
期間の定めのないもの	25,436	13,730	9,067	807	1,000	1,400	—	—	—	—
残存期間別合計	269,734	264,277	140,608	142,668	45,550	46,631	623	0	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき重要なリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口と信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理に当たりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とともに、優良保証、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については51ページの「貸倒引当金の内訳」を参照下さい。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却			
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高					
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	目的使用	その他	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
製造業	221	150	150	176	10	—	210	176	150	176	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	92	80	80	88	50	—	42	88	80	88	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	128	106	106	42	—	—	128	42	106	42	—	—
卸売業、小売業	855	929	929	794	—	—	855	794	929	794	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	404	488	488	477	—	—	404	477	488	477	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	395	381	381	373	—	—	395	373	381	373	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	110	116	116	108	—	—	110	108	116	108	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	11	7	7	6	—	—	11	6	7	6	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	1	—	—	—	1	—	1	—	—
医療、福祉	57	33	33	32	3	—	54	32	33	32	—	—
その他のサービス	48	96	96	57	—	—	48	57	96	57	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	458	363	363	387	63	—	394	387	363	387	—	—
合計	2,783	2,754	2,754	2,547	128	—	2,655	2,547	2,754	2,547	—	—

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	28,500	—	29,225
10%	—	14,697	—	11,423
20%	2,337	60,965	2,541	61,067
35%	—	2,681	—	2,303
40%	—	—	900	—
50%	26,898	2,613	21,915	1,902
70%	—	—	900	—
75%	2,200	52,056	—	53,999
100%	3,500	70,240	11,115	61,629
120%	—	—	1,697	—
150%	1,100	331	100	123
250%	—	1,611	—	3,437
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	269,734		264,277	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)

パーゼルⅢ 第3の柱 (単体における事業年度の開示事項)

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	995	933	16,484	16,181	—	—
①ソブリン向け	—	—	1,754	1,673	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	—	—	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	984	923	14,563	14,356	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	11	10	162	128	—	—
⑦3か月以上延滞等	—	—	3	23	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資業務取扱規程」や「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ福岡県信用保証協会、金融エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により、信用度を判定するしんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資業務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。尚、信用リスク削減手法の運用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみならず計算が適用されるエクスポージャーは除かれるため該当数字はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っていません。



オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項※1

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,833	3,833	2,840	2,840
非上場株式等で時価のあるもの	146	146	146	146
非上場株式等で時価のないもの	1,061	—	1,061	—
合計	5,041	3,979	4,048	—

(注) 投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当分は、上場株式に計上しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
売却益	124	80
売却損	—	—
償却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	-55	-152

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	—	—

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び30%以上下落した場合は資金担当役員が、常務会に報告しております。一方、非上場株式、政策投資株式、その他の出資金については、常務会など、経営陣の決定に基づき適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行い、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

	2017年度	2018年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー		8,697
マンドート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		—

■ 金利リスクに関する事項 (単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク

項番		△EVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	12,970	
2	下方パラレルシフト	0	
3	スティープ化	10,793	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	12,970	
		当期末	前期末
8	自己資本額	26,972	

≪銀行勘定の金利リスク(IRRBB)とは≫

IRRBBは、Interest Rate Risk in the Banking Book の略で、銀行勘定の金利リスクをいいます。これは、金利水準の不利な変動により、銀行勘定の資産・負債の市場価格あるいは収益が変動することにより生じるリスクを指します。

≪△EVE(Economic Value of Equity)とは≫

- ・経済価値ベースの金利リスク指標
- ・△EVEは、金融機関が保有するポジションの経済的価値の、金利ショックに対する減少額として定義されます。
注)△EVEは、債券だけではなく、貸出や預金等、我が国金融機関においては、通常、時価評価されない試算・負債についても対象とします。



綱分八幡宮流鎗馬



麻生大浦荘

用語	解説
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
不動産取得等事業者	(代表的な解釈としては)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。 リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
コア資本	金融機関の経営の安定度を測る指標の一つ。会員から受け入れた出資金と、内部留保の合計であり、返済の必要がない資本を指す。新たなBIS規制(バーゼルⅢ)に盛り込まれ、2014年3月期から適用される。従来は、資本を「基本的項目」や「補完的項目」などに分類していたが、最も安定度が高い資本を新たにコア資本とし、一定基準を上回るよう国際金融機関に求める。
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
ALM	ALM(Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
派生商品取引(デリバティブ取引)	有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を目指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定める。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベース・ポイント(2%)の平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法がある。
パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99パーセント目の値。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいう。